

2004 年 6 月 22 日

産業構造審議会・特許制度小委員会  
委員長 後藤 晃 殿

委員 萩原 恒昭  
(日本知的財産協会 副理事長)

前略、本日の委員会に出席することができませんので、基礎編の総論以外の答えが示されていない未完状況ではありますが、「新職務発明制度における手続事例集（骨子案）」を拝見いたしましたので、下記のとおり意見を申し述べさせていただきます。

基本的な考え方は次のとおりです。すなわち、特許法 35 条新第 4 項の 3 つの「～状況」要件に関する事例について、あまりにも発明者寄りとする、使用者等と従業者等との対立構造を引き起こし、また、あまりにも詳細なものとする、手続きが複雑なものとなり、却って、無用な争い、裁判を助長することになり兼ねませんので、可能な限り、使用者等と従業者等のバランスを十分に配慮した上で、事例集を作成すべきと考えます。

なお、基礎編の総論以外の答えも拝見した上で、再度意見を申し述べさせていただきたく存じます。

草々

## 記

## 1. 全体構成について

「 .基礎編」を総論と各論に分け、各論に現第 2 章から第 5 章までを含ませるかどうか。

## 2. 「 .基礎編 第 1 章 総論」について

## (1) 問 1

5 ページ下から 2 番目のパラグラフは、上から 3 番目のパラグラフと矛盾するので、削除すべきである。一番下のパラグラフの「私的自治に委ねることができるような環境や条件が整備されていない場合には、」という説明は、混乱を招くので、「基準がない場合や手続面が不合理な場合には、」とすべきである。

## (2) 問 5

末尾 4 行の「・・・判断は、個々の職務発明毎に行われます。このため、同一の契約、勤務規則その他の定めに基づくものであっても、また同一の従業者等の発明であっても、不合理と認められるか否かの判断基準の対象は異なることとなります」との説明は混乱を招く。例えば、基準の策定に際して従業者等の代表と協議する一般的なケースを考えると、全ての従業者等の同意が得られるとは限らないため、同意しなかった従業者等は基準の策定手続を問題とし得るように読める。また、別の見方をすると、意見の聴取だけが問題となり得るようにも読める。「このため、」以下を削除すべきである。

## (3) 問 7

「協議の状況全般まで考慮対象となる」と書くと、「状況全般」の意味が不明である。少なくとも従業者等の代表と話し合いが持たれたことが重要視されることを明確にすべきである。

## (4) 問 8

特に問 8 の「開示の状況」については、各論での説明が乏しく（16 ページ）、「状況全般」の意味も不明である。従業者等が知り得る状態にすることで可とされることを明確にすべきである。

## (5) 問 9

「『意見の聴取』とは、・・・対価の額の算定を行う場合、その算定に関して、従業者等から、意見・不満を聴くことを意味します」と書くと、個々の対価の額の算定において聴く必要があると読めるが、これは実務上不可能に近い。また、使用者等が積極的に聴いて廻らなければならないようにも読める。「算定された対価の額について従業者等から意見・不満が出れば、それを聴くことを意味します」とすべきである。

(6)問10

最終パラグラフで「『・・・等を考慮して』の『等』には、・・・実体面の要素の全てが含まれます。また実体面の要素としては、対価を決定するための基準の内容や、最終的には対価の額そのものも考えられます」と説明されているが、これでは法改正を無意味化することにもなりかねない。「また・・・考えられます」を削除すべきである。最終パラグラフの「第三者的諮問機関、第三者的決定機関」は社内の機関も含まれることを明記すべきである。

以上